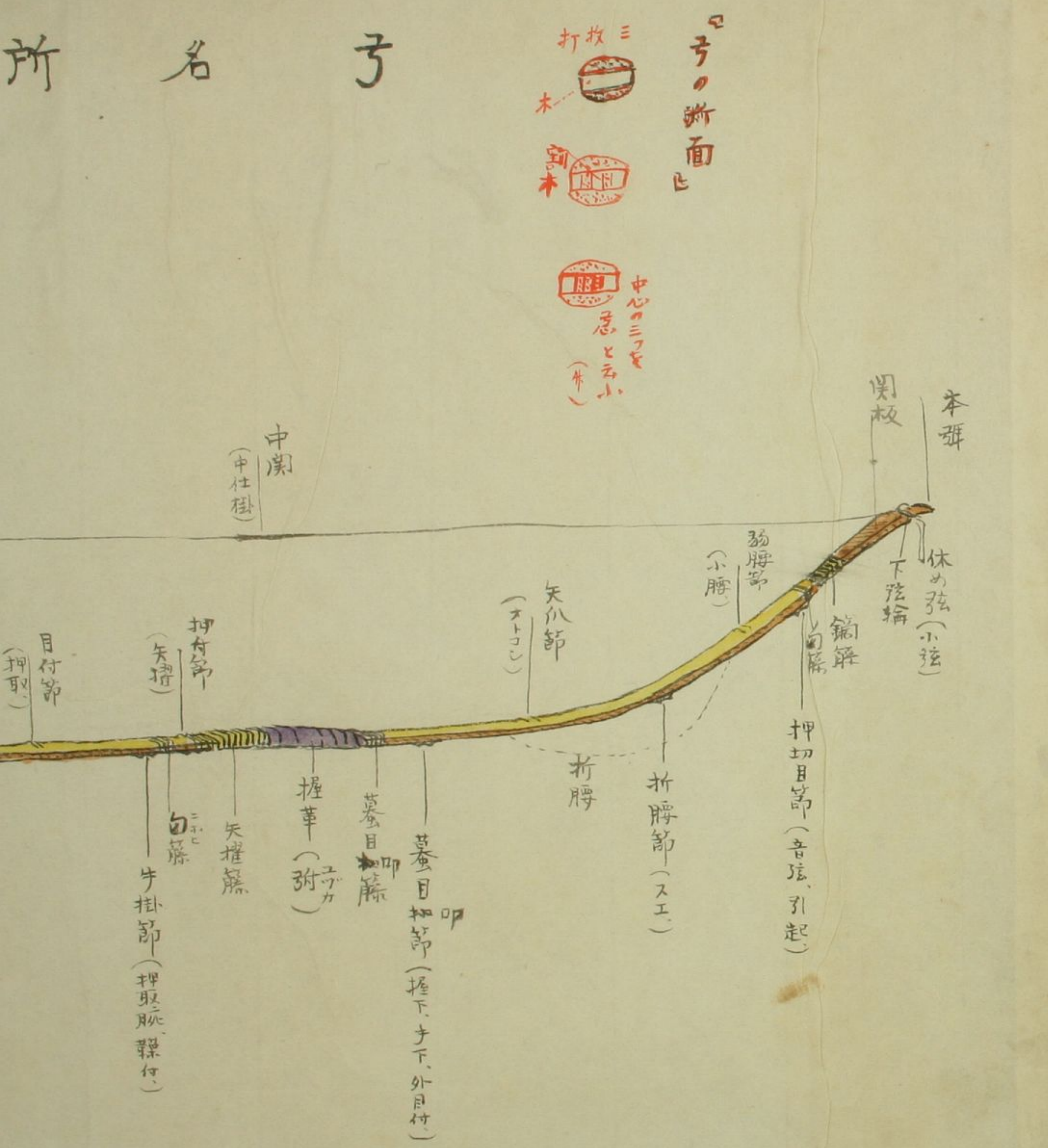


所 名 弓



近來弓道頗ら盛んと乍り。此の道の研究
も行はれて居る様である。編者少く在に
弓に関する事々を圖示して 諸氏の
参考に使せんとする此のてある。

昭和三十一年夏日

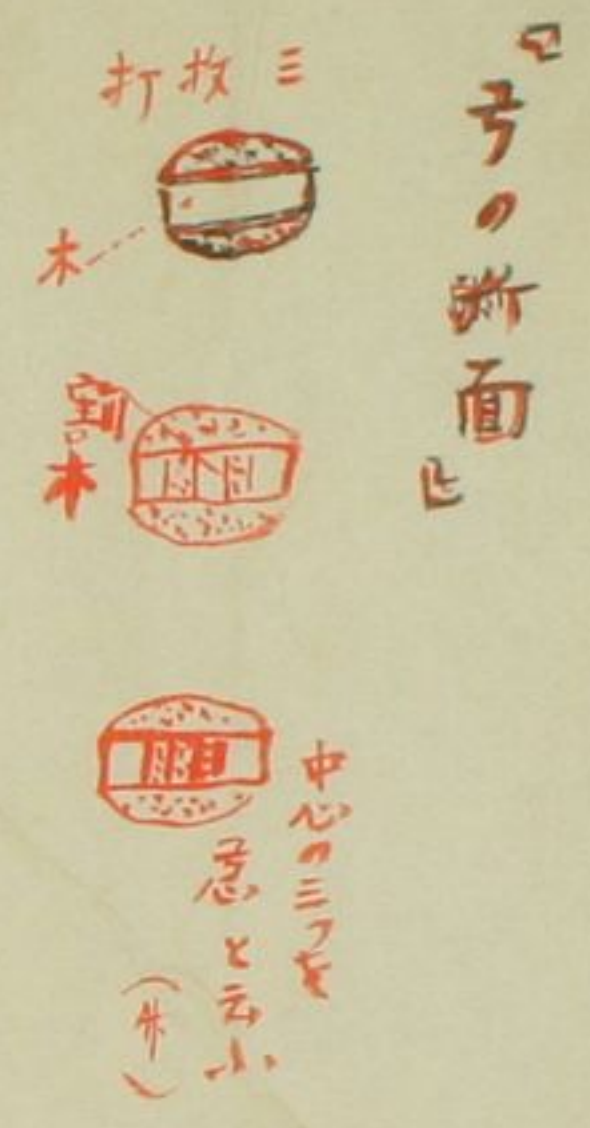
武藏野廣野荘より
村井五郎

昭和五十一年11月22日
村井五郎氏 贈

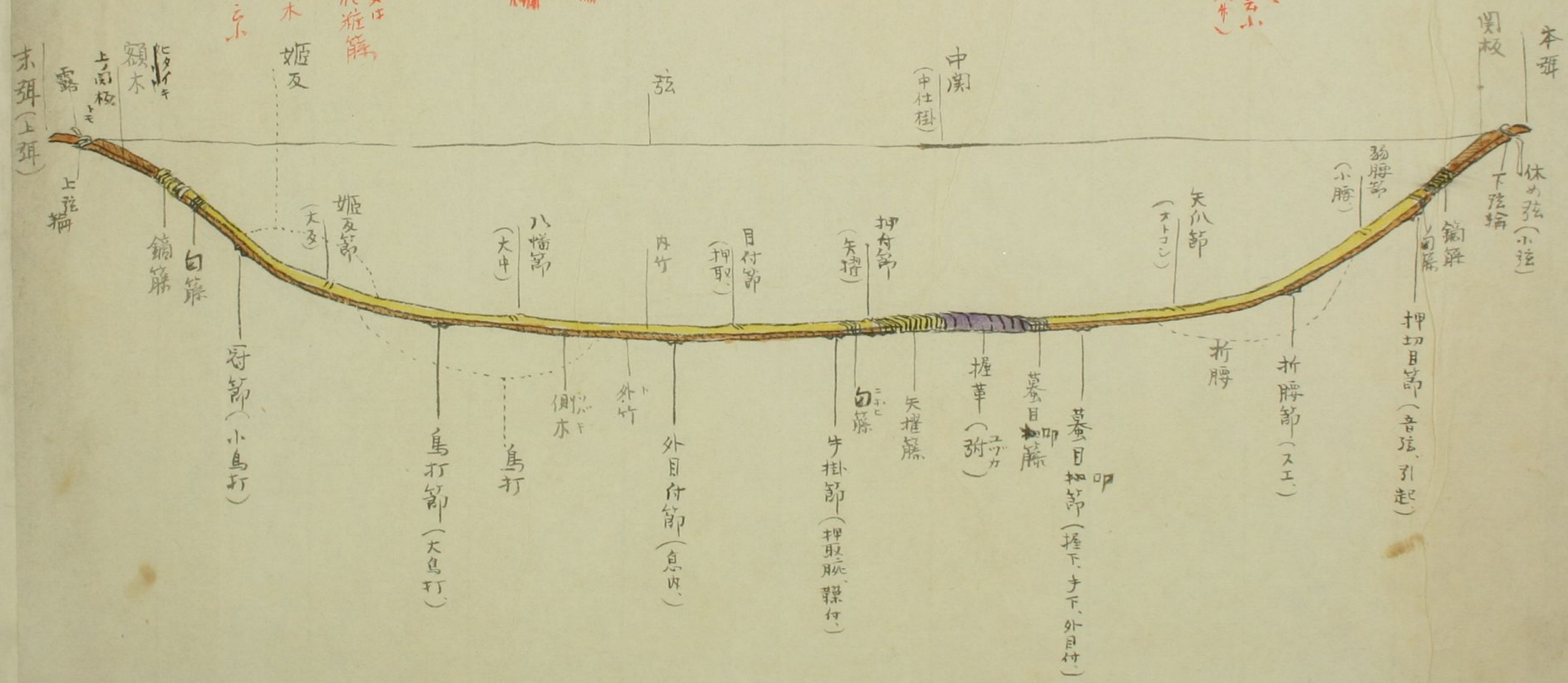
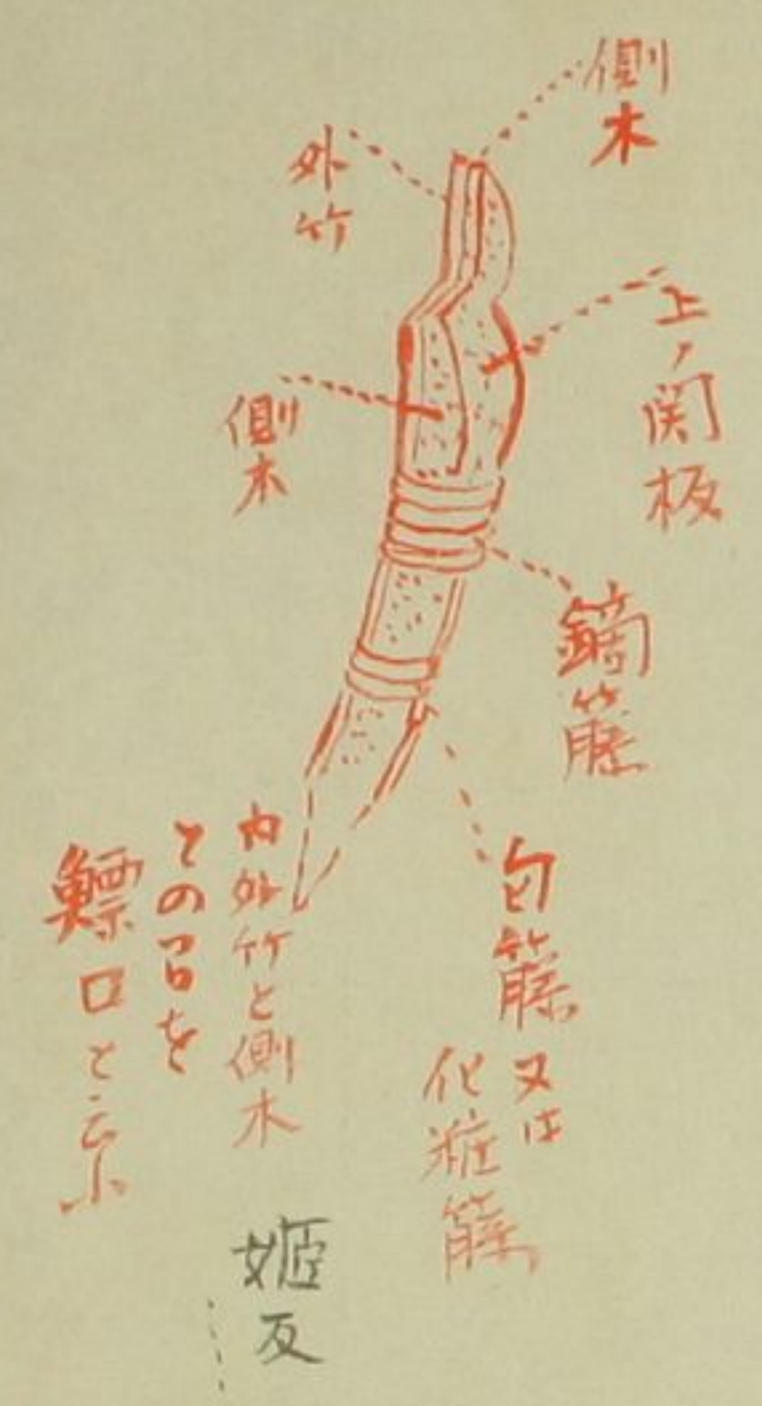
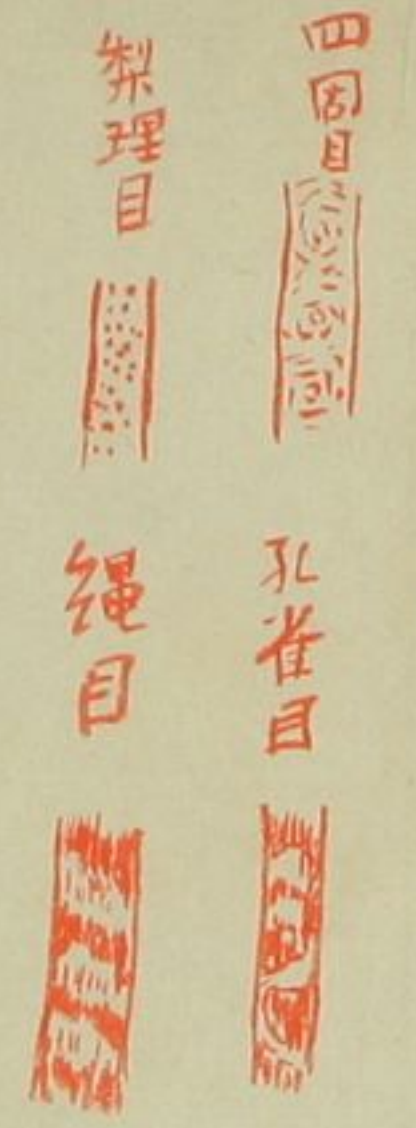




子 名 所



倒木の種類 (櫃の木)



重簾子の起源

簾子

重簾子は何日
の頃より出来た
子に簾を巻く事
昔も今も変りなし
その巻き方によりて
であらうか。
恐らく確説は
ない。本間家
簾子は一般に重簾
と云われ居るも、
これは広義と狭義

村井五郎



重藤弓の起源

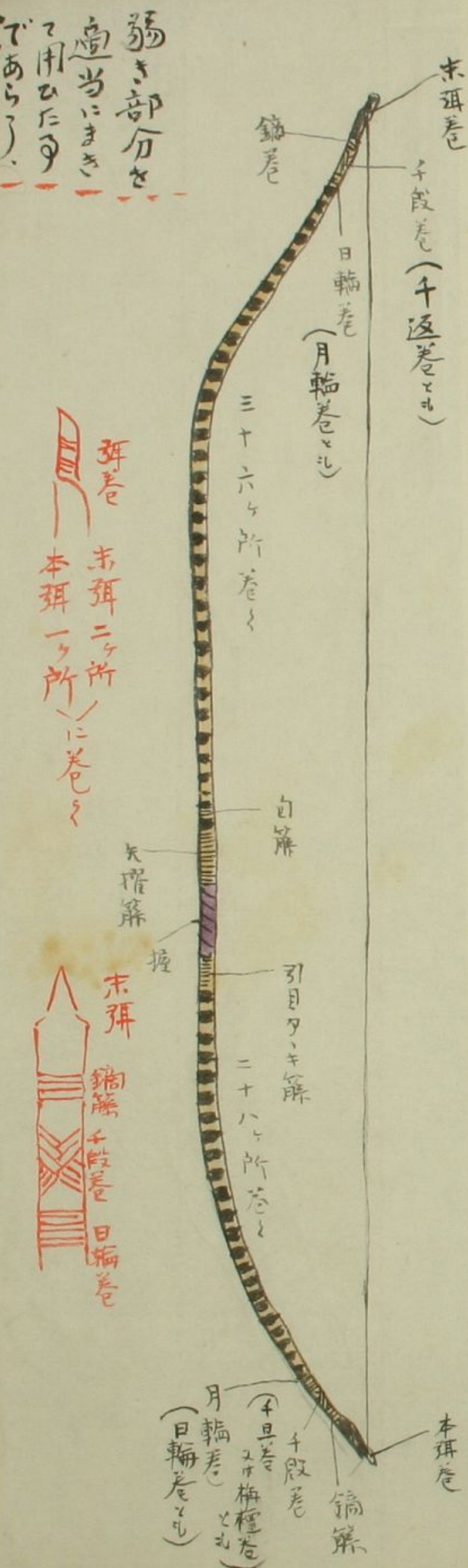
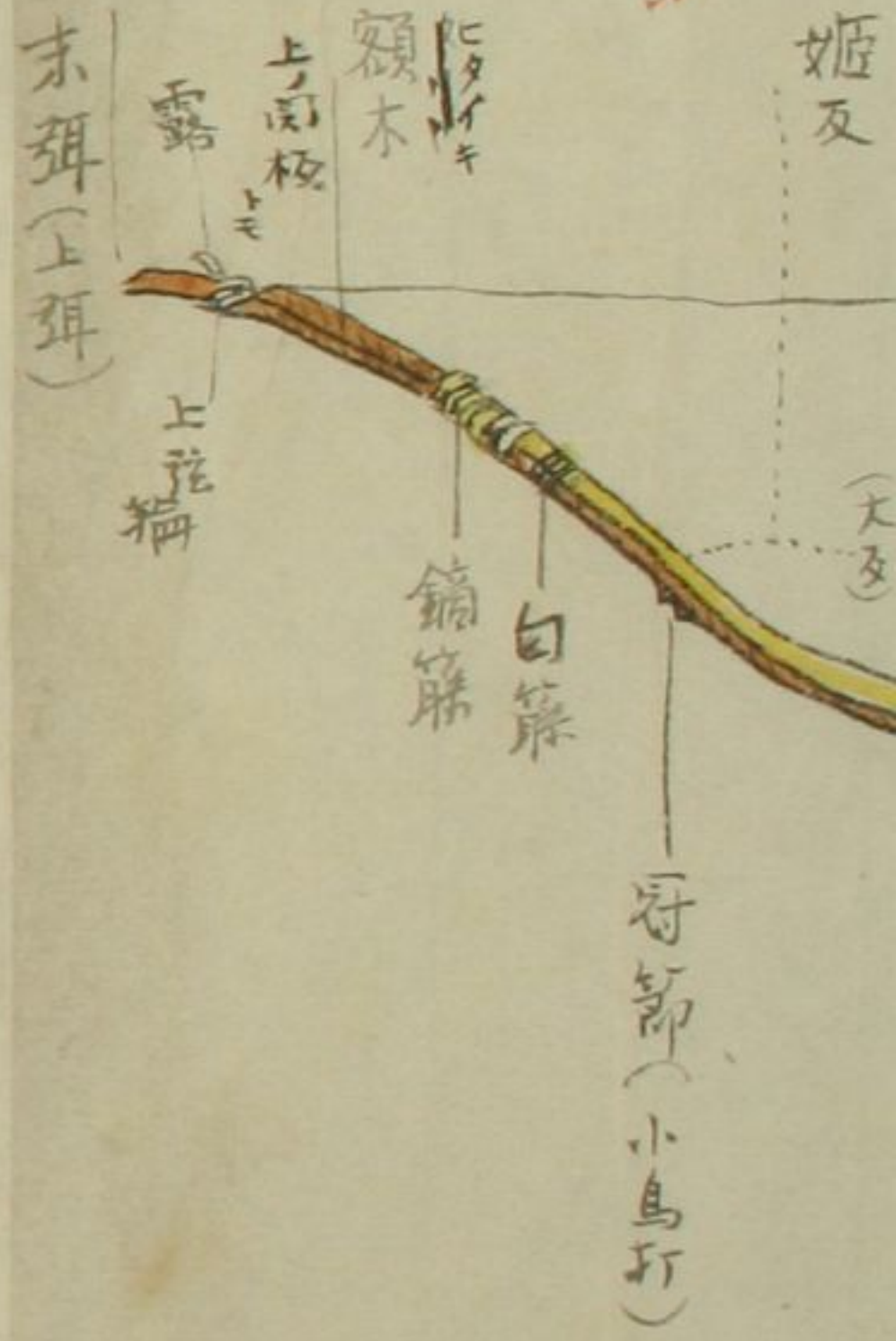
藤弓

重藤弓は何日
の頃より出来た
てあらうか。
恐らく確説は
ない。本國家
の古書に藤
秀御が三上
山に蜈蚣
射た時所用
したと云ふ
みたと云ふ
が真実なら
承平の頃
あるので藤
原初期の
千年も前の
ものである
その後保元
平治あたり
まで二百七
十年の間は
何れも文獻
に出て居ら
ない。其の
伏竹弓など
合せての出
題によつて
それが雨水
冷めはかれ
らと云ふ
めに、構
藤弓を巻
たり纏
を紐に現
様に規格
定めが

子に藤を巻く事昔も今も変わりなし。その巻き方に
名色ありて少く知るまに尤に掲ぐ
藤弓は一般に重藤と云はれ居るも、こは広義と狭義
とあると解するを至当とする。
広き意味には、シゲク藤を巻きたる弓。狭き意味
には尤に示す重藤それである。
シゲク藤を巻きたるものは色々あり、次ぎくに是を
掲ぐ

重藤弓(狭意)

握上三十六ヶ所、握下二十八ヶ所に藤を巻くを普通と
す。是れ地の三十六禽、天の二十八宿をかたどつたのである。
此外射子、陣書などに、日軍陣の時、弓に三十八
にきり上は教三十八、是は天の二十八宿を表すに
にきり下の藤の教三十八、是地の三十六禽を表すに
云々とあり、全く前々及對の教あり。何時の時か
用ひられたる事あるにや。
此弓は軍陣しては大将、免許弓としては上位に
位する、何れも常人は用ゐざるものと聞く。



弱き部分を
適当にまき
て用ひたる
であらうか。
外し、これは
また重藤
弓とは名付
けて居ら
ない。其の
後文獻
に見へたのは
保元物語に
モト

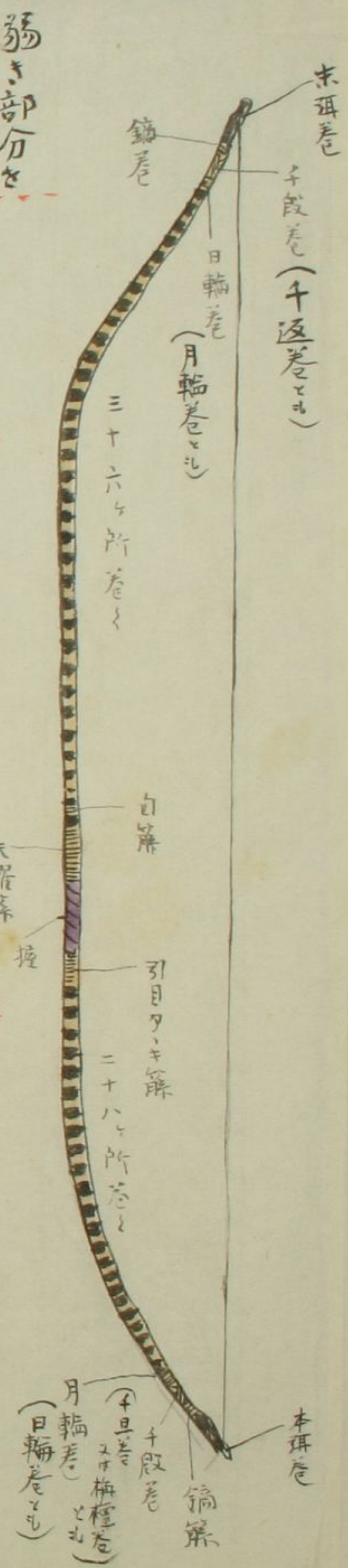
本重藤弓

本弭一ヶ所(に巻く)



たる纏玉子
を紐に現在の
様に規格を
定めたが

位する、何れも常人は用ゐざるものと聞く。



舞巻 末羽二ヶ所
本羽一ヶ所 三ヶ所に巻く

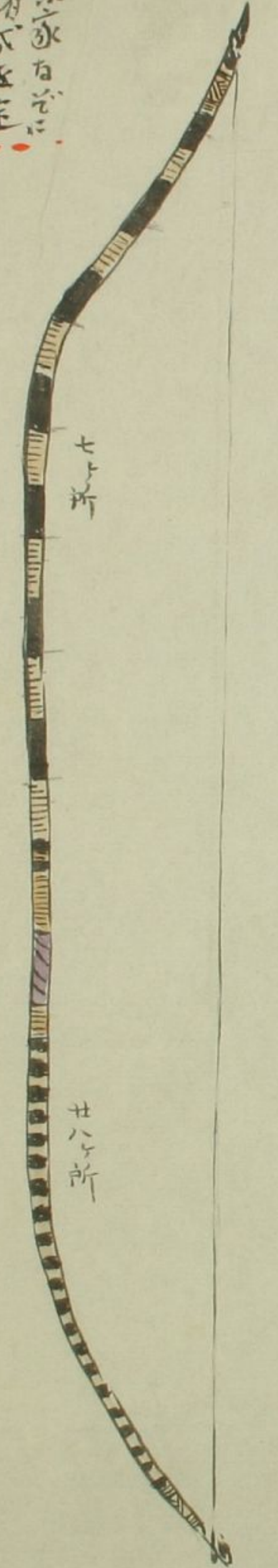
矢筈藤 末羽 縮藤 千段巻 日輪巻

弱き部分を
適當にまき
て用ひたる
であらう。
然しこれは
また重藤
子と名付
けて居る
その後文献
に見へたのは
保元物語に
四郎五門
頼朝……
……中巻……
二十四巻たる
大重の矢
頭高に負ち
し重藤の
子真中
取つて居
るのである
此辺から軍
陣に用ひら
れ出したこ
ろによかつ
然し規格は
ある。また
一定しちい
やうに……
……二ヶ所
と云ふ文も
用ひられた
こゝに……
……と云ふ
……と云ふ
……に……
……に……
……の……
……は……
……

本重藤弓

惣て何れも重藤と云ふ中、そのしげく巻きたる藤の在りかによりて
その名と並ぶるが如し、之にて掲ぐるものは、藤しげく本
即ち本羽近かく巻く、この重藤も大將の用ゆる弓と
貞丈をぞ強く、関保と助名全の監せられたる 楠公六百年
祭の行列には、正和公代是れを所持せられたる由に見ゆ。
また、この新将格にふさはしき弓ならんか。
この巻き方異様のものもあつたを、先が次巻の如きものか、
右の下掲げり 白重藤、三所藤、二所藤、節之藤
七所藤の各弓は重藤に等しく、楠公六百年祭に用ひられ
たるものと同く、是れは弘治三年の奥書ある小笠原
原、武田の傳書にありたる事と、京都の若き藝者
の矢師瀬尾石根代は述ぶ。
楠公六百年祭は昭和十年
五月二十五日漆川神社に於て行はれた

尚、本重藤弓に握上や七、五、三、と巻きたるものもある。



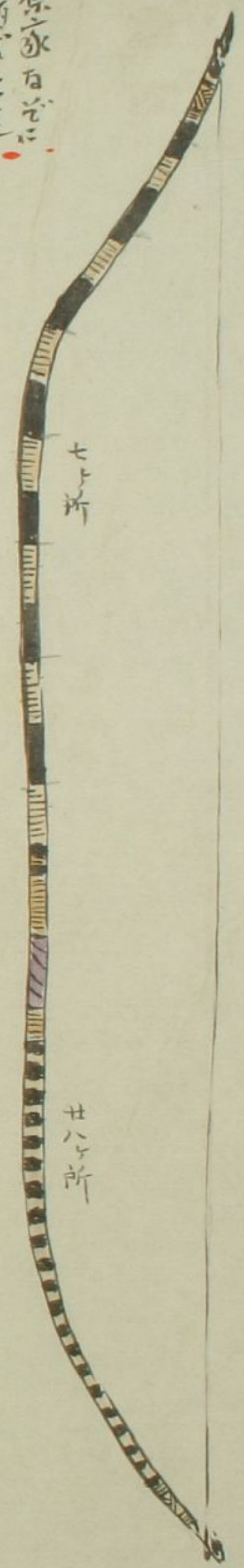
小笠原家……
……に……
……を定
めた時に、此巻
き方も一定し
たと考へらる
はるる誤り
は……
……

白重藤弓

元末弓に藤と巻く事の制、古き昔にはおき事ならん
その目的、軍路兩旁と防ぎ、又は弱き箇所に用
ひられたりあらん故、敷方を定めたりき事よし。
今も大將の用ゆる重藤も、一様ならざるべし、
保元平後はいが知らず、室町朝の比よりならんか

一定の形に
あつた
一、二の遊
と云ふ文
用ゐられた
これに
用ゐる
と云ふ小
と云ふ小
赤で、不規則
に巻きありし
規格の定つた
のは室町時代に

七所筋の各弓は室上寺連楠公六百年祭に用ゐられ
たりものと同く、是れは弘治三年の奥書ある小笠
原、武田の傳書にありたる寺と京都の若き熱
る矢師漱尾石根代は述ぶ、
（楠公六百年祭は昭和十年
五月二十五日添川神社に於て行はれた）
当、本室筋弓に握上り七、五、三、と巻きたるものもある。

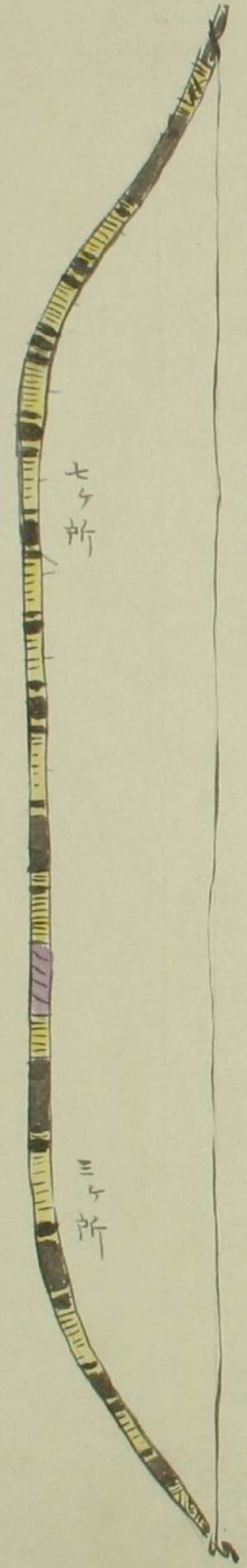
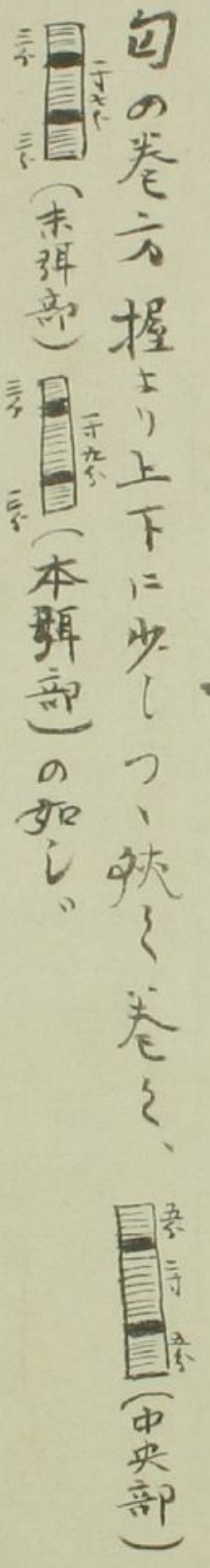


小笠原の
計つ諸
めた時に此
き方も一定
たと考へら
大なる誤り
はちいで
あつた。

白室筋弓

元来弓に筋と巻との制、古き昔にはちきき
その目的は軍路の事と防ぎ、又は弱き箇所に用
ひられたりあらん故、敷方その定まるべき事
全じ大將の御由り室筋筋弓も一様あらざるべし、
保元平治はいざ知らず、室町朝の比よりあらんか

筋の巻き様は種々の様式と重じたものならんか
此白室筋弓もその中の一つあらんし、各筋の上下に
一、一、白筋を附したる故白室筋と云ふあらん、軍
陣の用には如何、行列の奉りたる、
行陣を看けたる士にあさけききりらん、

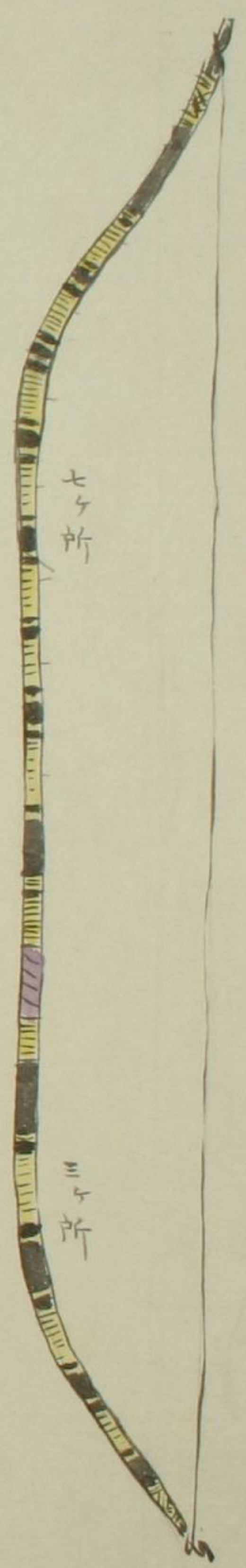


三所筋弓

此筋敷は次に掲ぐる三所筋と共に軍記に書
かれある事多し、その敷へ方なぞ、真丈は、三所
筋とは、かぶら筋三所矢その筋以上三所とまゝ也、
と云ふも、一軍記なぞに見ゆら三所筋、二所筋
の敷れも大將株の應に所持するあれば、
掲ぐる敷へ方正當なるべし。

此弓で笠
大逆物を
射たと云ふ
記録もある

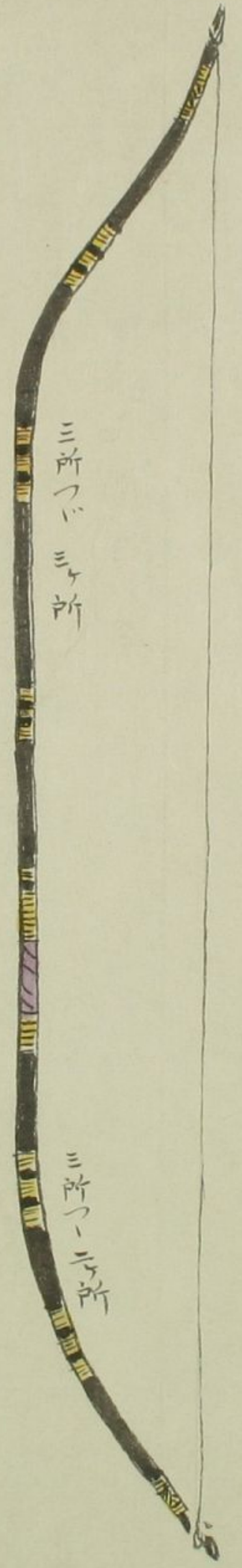
陣の用には如何、行列はどの奉行を、峻南堂、
 行勝ちを看けたる士にふさげまきりらん、
 句の巻方握より上下に少しつ、狭く巻く、
 (未詳部) (本詳部) の如し、
 (中央部)



三所箠弓

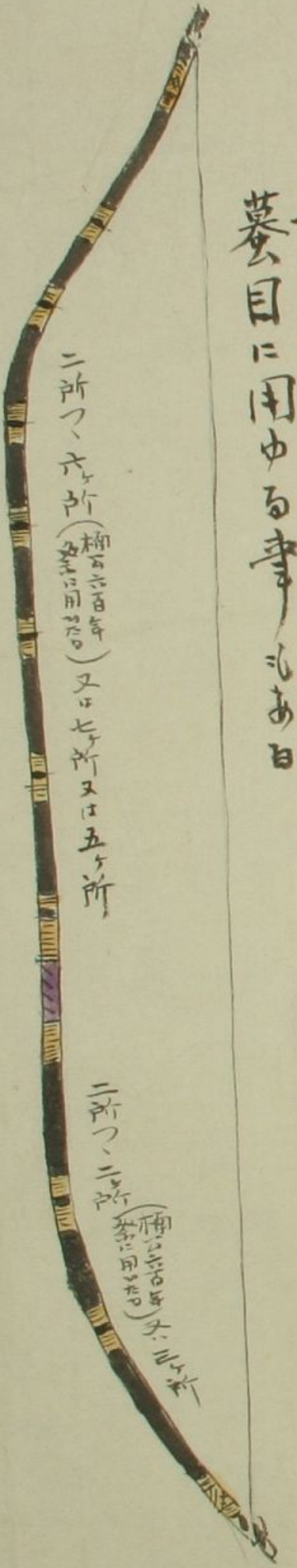
此弓で笠巻
 大追物せ
 射たと云ふ
 記録もある

此竹箠は次ぎに掲ぐる三所箠と共に軍記に書
 かるる事多し、その教へ方なぞ、真丈は、三所
 箠とは、かぶら箠二所矢そのの箠以上三所とましく也
 と云ふも、軍記なぞに見ゆる三所箠、二所箠
 の歌れも、大将株の應に所持するあれば、
 掲ぐる教へ方正當なるべし。



二所箠弓

この弓の箠教のかざ方も、
 この箠は三所箠よりも、
 見ゆ故多し、用いられたる、
 盛衰記、太平記、義経記、
 上五ヶ所、下三ヶ所のものを、
 蓑目に用ゆる事もある

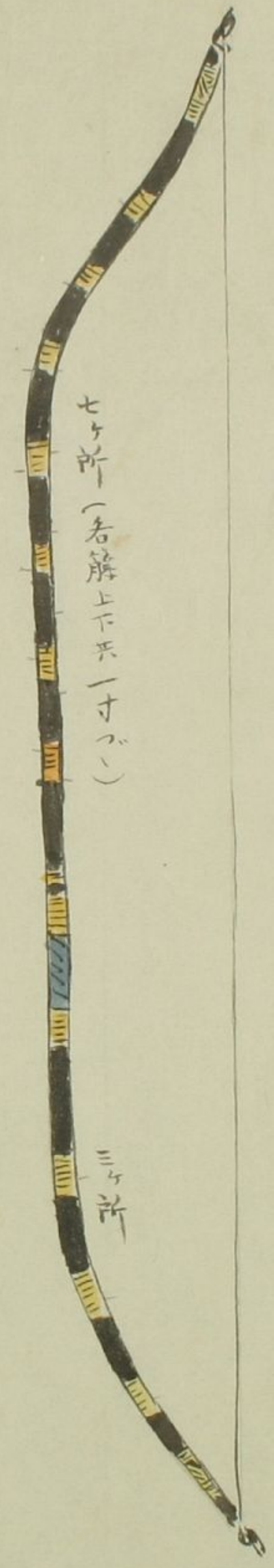
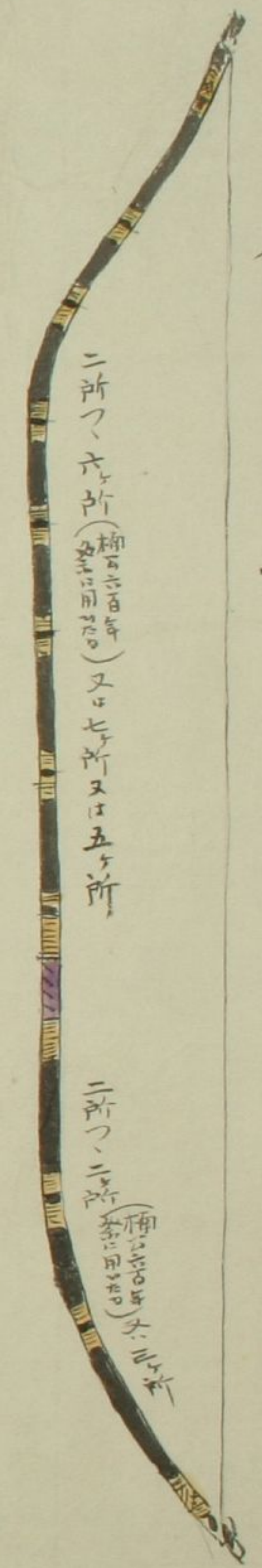


節上箠弓

見ゆ故多く用ゐられたりわきし、保元、平治、源平
 盛衰記、太平記、義経記、曾我物語、よあらゆり
 軍記物あづ、
 上五ヶ所、下三ヶ所のものを誓礼の時持参す又は産所
 墓目に用ゆる事もあり

節上藤弓

この藤弓は士舎の用ひたる多きは軍記物カをに
 出づるすかし、上は押付節、下は墓目叩節と
 除きて全高の節上と巻く、従て上七ヶ所、下
 三ヶ所となる。



五所藤弓

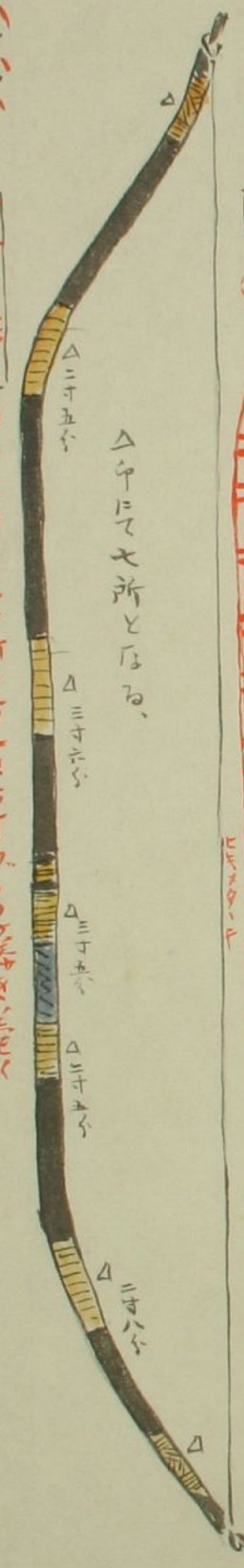
握上三ヶ所、下二ヶ所、五寸づつ五ヶ所に巻く



七所藤弓

この藤の軍記に引かれたるけちと、只大内義隆記に、
 曰判官産敷とつんと立黒華威の腹巻に、
 黒作の太刀をはき七所藤の弓に鳥毛と取付付
 之々と見ゆ、その教へ方は各白藤と除きて鎗藤
 と入れて教ゆべきか

九段逆鉾列品



遊龍藤弓
 滋くまきたる藤弓
 下上より流るる遊
 龍たるもの、鎗藤
 と夫指解
 はぬらす

以上は軍記百巻にあづる重藤弓の大群と掲げたので

村重藤弓、あるが、此外古来色々と稱へられたる各種の重藤弓
 握上ハハッ十
 と四ヶ所重
 握下ハハッ
 と四ヶ所重
 と見るのであるが、要するに徳川太平の立産物であ
 り、その見ゆる向きが多いのではなきか、彼の武

九段遊就館列品

武作の太刀をばき七所、箭筒の弓に真毛と附て付
 之々に見ゆ、その教へ方は各白藤と除きて、鏑藤
 と入れて教ゆべきか。

澄龍藤子
 遊くまきたる藤子
 下より滑りて空
 籠たる此の鏑藤
 と矢指藤
 はゆらぎ

以上は軍記百卷に於ける重藤弓の大群と掲げたので

●村重藤子、あるが、此外古来色々種へられたる各種の重藤子

と見るのであるが、要するに徳川太平の土産物であ

らうと思はれる向きが多いのは有るか、彼之武

用辨男などは村重藤、鏑重藤、末重藤、

次重藤、箭指重藤、負重藤、辰重藤、

夕中重藤、千且重藤、引西重藤、鶴重藤、

白重藤、らび多数の重藤子と掲げられるもの

と見らるが、要するに始めに述べたる如く、その藤が

重く是れある箇所が弓の何れの高合にあるや、

その名称と重じたるが如し、例へば箭指重藤の

如き、矢指藤近かに、藤と重く是れきて他は、まだら

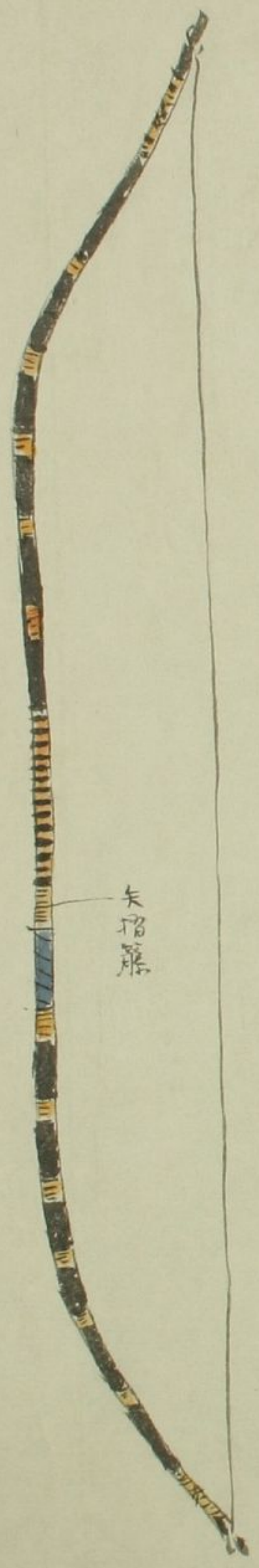
に是れありか如し、之、考考して友に掲げて見る。

○負重藤子の一説
 握り上の藤を太く漸次細くして十八
 下の藤を五つ巻き藤を赤く塗つた黒塗の弓
 黒漆に藤を朱にして
 箭の如く巻く

○村重藤子の一説
 握上(破武藤文祿巨重)と七所及白矢指藤
 下(水金土火木)と五所及引目叩と巻く

箭指重藤子

○村重藤子の一説
 握上(破武藤文祿巨重)と七所及白矢指藤
 下(水金土火木)と五所及引目叩と巻く



矢指藤

平家物語、河原合戦の條に

義經その日の
 装束には
 赤地錦の
 直笠に
 紫裾濃
 の鏡着て
 鉄形打
 たる由月
 の緒を止め
 金作の
 太刀佩き
 の圓ひたる由のたるは、うたごとの余地りし

斯くの如く各種の名称と附したるは後世のみにして、

その藤と是れ初めの目的は軍旅兩軍の起すよと

防がんがゆめに是れきたる、弱き箇所有玉の多

らうんか、従て是の教の如きも一定し存らす、各自

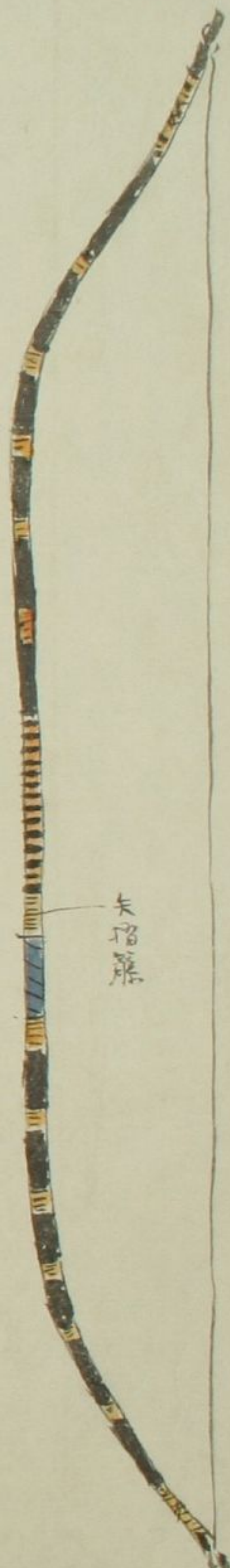
かこのが好む文に従て是れきたるちらん、然れども

重く多く是れきたる、振我の重藤は古来も大將

前摺重藤弓

○村重藤弓の一説

握上(破武藤文祿巨實)と七所及白矢指筋
下(水金土大木)と五所及引目叩と巻く



矢指筋

平家物語、河原合戦の條に

義隆その日の

装束には

赤地錦の

直室に

紫裾濃

の鎧着て

鉄形打ッ

たる由月

の緒をしめ

金作の

太刀佩き

三十四差た

る切金の

矢負ひ

滋藤の

弓の鳥打

の本と紙

を広き一寸

ばかり切ッ

た巻に巻

きたる、此水

が今日の

大將軍の

中とは

見へし、

ある

下の藤は五つ巻き藤を赤く塗つた里室の弓

黒漆に藤を赤く塗つた

斯くの如く各種の名称と附したるは後世の事にして、
その藤を差く初めの目的は軍旅兩軍の起すよと
防がんがゆめた美にきたる、弱き箇所有玉のよ為
らうんか、從てその教の如きも一定し居らず、各自
かこのが好む文に從て美にきたるちらん、然れども
當く多く差きたる娘長の重藤は古来も大將
の用ひたるものたるは、うたごころの余地なりし。
彼の義隆が、今日の大將の用ひして重藤弓と所稱
して居たが、あそ上にも鳥打弓に目印のあは白紙
と巻いたと云ふ事ありである。

以上は軍弓の藤弓でありが、これより少しく
々もる用ひられ居る騎射、歩射の免許藤弓
と掲げて見る。
それ等の一定したる制度あるは先つ小笠原流と
以て言ふ事するであらう故、此流派の一二と掲げ
る。

○丸張重藤弓
三所、本、五所、末、額、吹寄、中、矢權、負、懸

小笠原流騎射、歩射免許弓

- 一張弓、重藤弓、相位弓(騎射)
- 一張弓、堂藤弓、相位弓、修善弓
- 三品藤弓、黒藤弓、白藤弓、赤藤弓
- 黄藤弓、青藤弓、(歩射)

大射右様でありが尤にその中の二、三の例をあげて見り

相位弓(騎射、歩射共全一)

握上七、五、三七、握下七、五、三、と巻く

ばかり切て
 左巻に巻
 きたる、これ
 ぞ今日の
 大將軍の
 印とは
 見へし、
 一、二、三、と
 掲げて見る。

これ等の一定したる制度あるは先づ小笠原流と
 以て言とするであらう故、此流派、一、二と掲げ
 見へし、
 一、二、三、と掲げて見る。

丸張軍籠
 三所、本、五所、本、箱、吹寄、中、矢櫃、負、箱
 あり

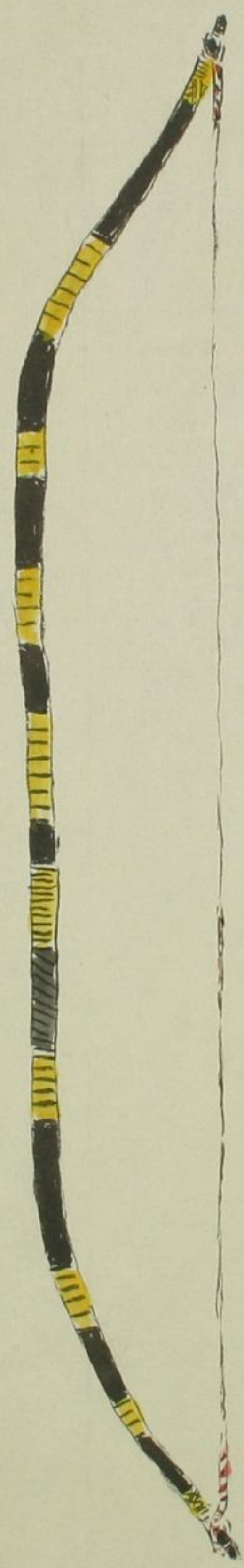
小笠原流騎射、歩射免許弓

- 一、張弓、金箬弓、相位弓（騎射）
- 一、張弓、室箬弓、相位弓、修善弓
- 三、品箬弓、黒箬弓、白箬弓、赤箬弓
- 黄箬弓、青箬弓、（歩射）

大射右様でありながら左にその中の二、三の例をあげて見り

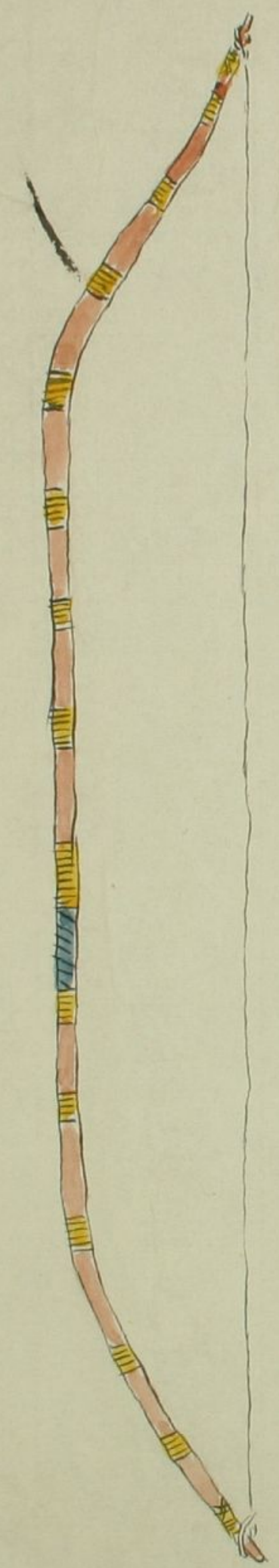
相位弓（騎射、歩射共全一）

握上七、五、三七、握下七、五、三、と巻く



修善弓（歩射、一）

握上七、五、三七、握下五、三、と巻く

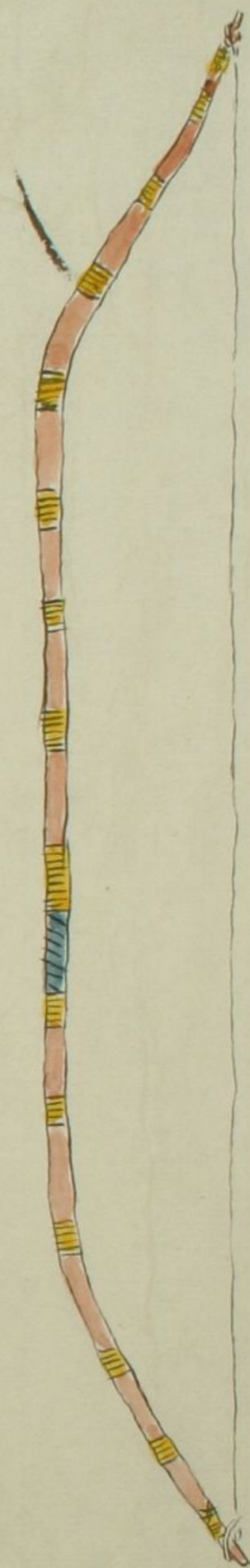


古丹波弓、藤巻の一例

古来丹波弓は良品として珍重されたるもので
 あるが、某家藏品の某所に展観されたる
 時其の藤の巻様一見したる故、これと巻弓
 の為め、茲に掲ぐ、巻様を明かにする為め
 黒色としたるも、実物は白木或は主漆塗なり。

修善弓 (歩射弓)

握上七ヶ所 握下五ヶ所と巻々



古丹波弓 藤巻の一例

古来丹波弓は良品として珍重されたるものであるが、某家藏品の某所に展観されたる時その藤巻の巻様一見したる故これと巻弓の爲め、産子掲ぐ、巻様を明かにする爲め、黒色としたるも、実物は白木或は全漆塗なり。



武田流軍弓

此圖小泉沢治氏原圖より借るるものであり、弓並前圖式の家藏秋田城外義景弓とあるものと同く、全一なり。その藤巻、総長、朱漆、黒漆、握袋革、全々全一なり。

総長 五尺三寸



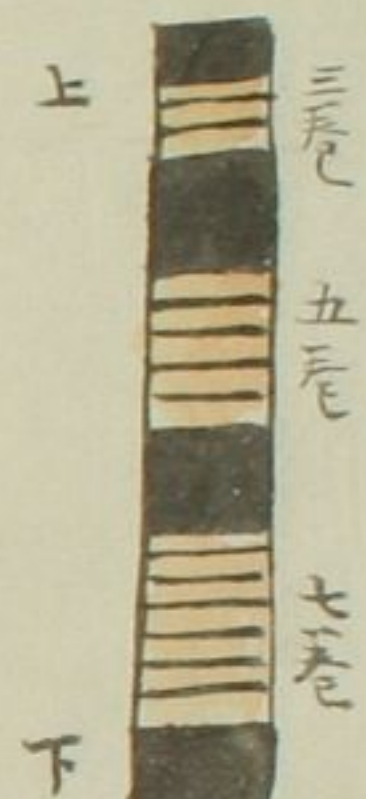
珍藤巻様弓の一例

九段遊就館列品中に七五三藤弓の名称と附して左の如き藤弓を見受く。即ち各藤巻七巻、五巻、三巻しつ、是れと一郡とあり、上下に教郡 巻きあり藤弓也、その一郡左の如し

三巻 五巻 七巻

珍藤巻様弓の一例

九段遊就館列品中に七五三藤弓の名称と
 附して左の如き竹筒を以て見まわす。即ち各藤
 を七巻、五巻、三巻しつゝ、是れと一郡
 とありし、上下に教郡 巻きあり藤弓也
 その一郡左の如し



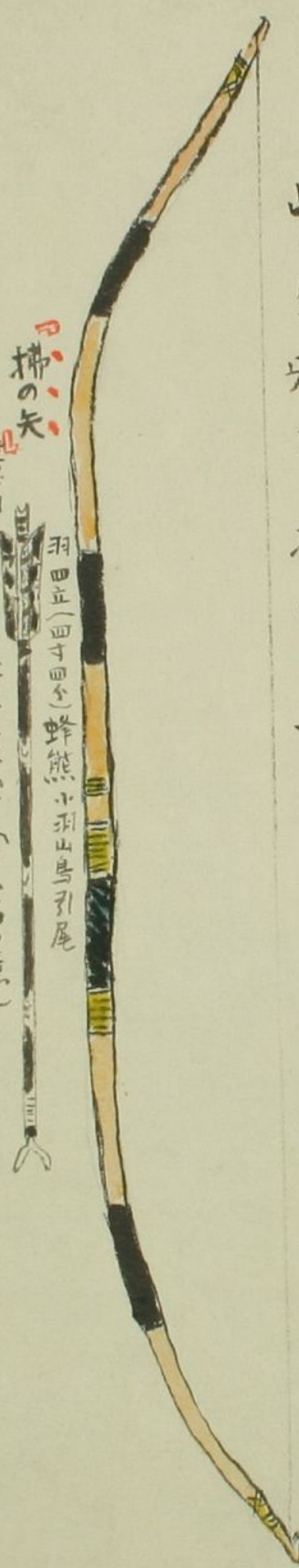
握附近の図



此外、弓に巴紋、又はスハマなど附するものもあるが
 當現在は用ゐられて居ないが、物の本に散見された
 左の二、三を掲げて見るが、將して用ゐられたものか、

拂の弓

白木に式の籐を用ゐ握ニテ所下一ヶ所を黒漆を塗り
 此弓にて邪氣を拂ふてらるゝ而して方角悪しき方を射る



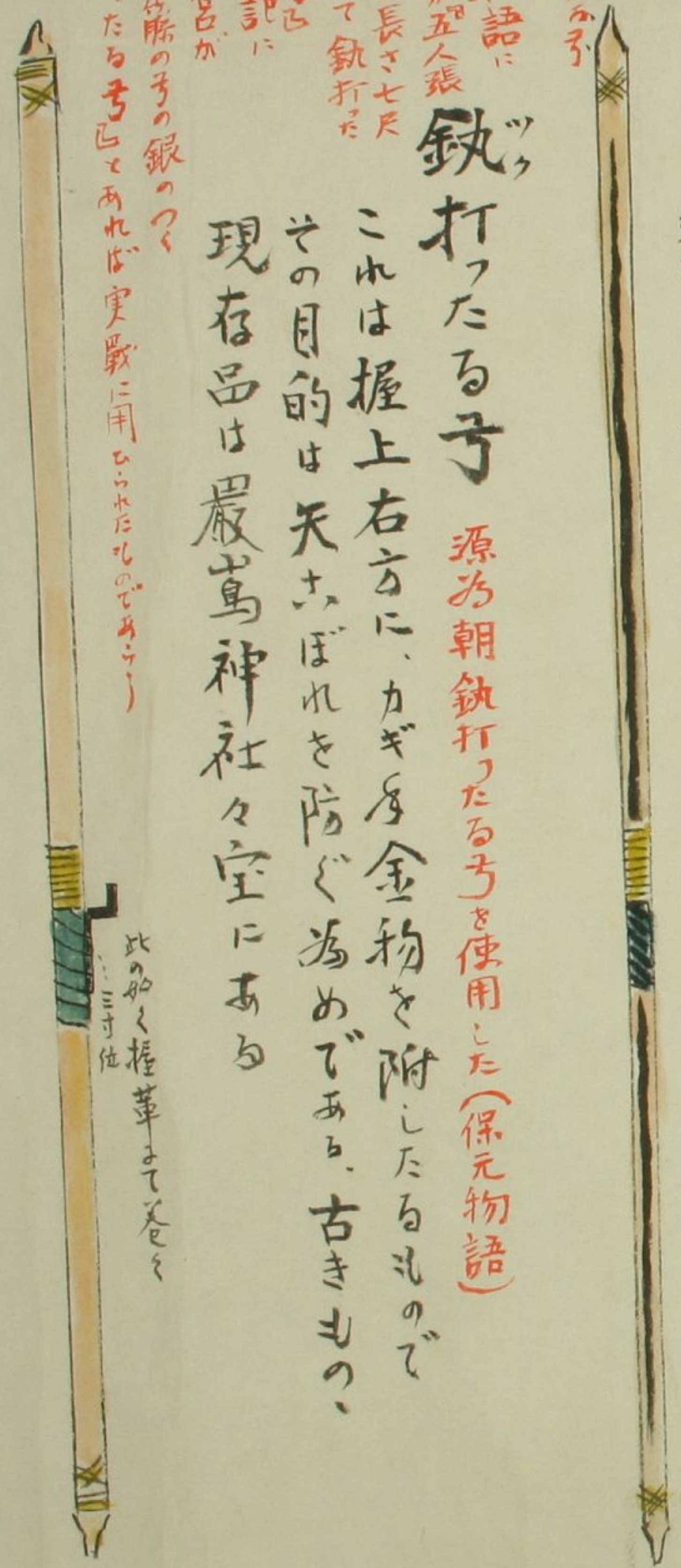
羽四立(四寸四立) 蜂熊(山鳥引尾)
 矢束二尺八寸(千八宿の意)
 筒は黒漆の事、押取三節、甲矢に作る、一節(平)

劍植の弓

日月柄、矢權籐ありて内外の竹に墨に植、即ち竹筋を付たる弓也
 惣地やうす赤く塗は植は竹の色目、白木ならば朱、又、黒漆を塗る

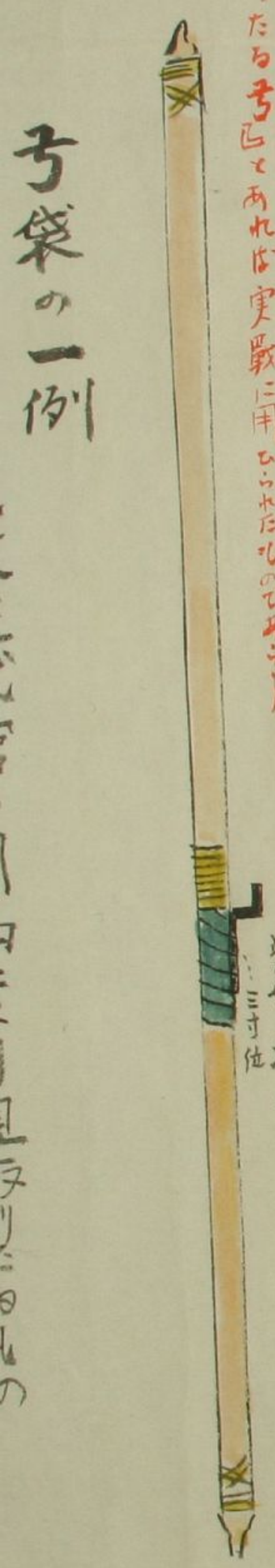
鉞打つたる弓

源為朝鉞打つたる弓を使用した(保元物語)
 これは握上右方に、カギ身金物を附したるもので
 その目的は矢おぼれを防ぐためであり、古きもの、
 現存品は嚴島神社々堂にある



保元物語に
 る朝が五人張
 の弓の長さ七尺
 五寸にて鉞打つ
 る弓に
 太平記に
 大塔宮に
 日二所(藤)の弓の銀のつ
 打つたる弓とありは實戰に用ゐられたものであらず

弓袋の一例



此の如く握革まで巻く
 三寸位

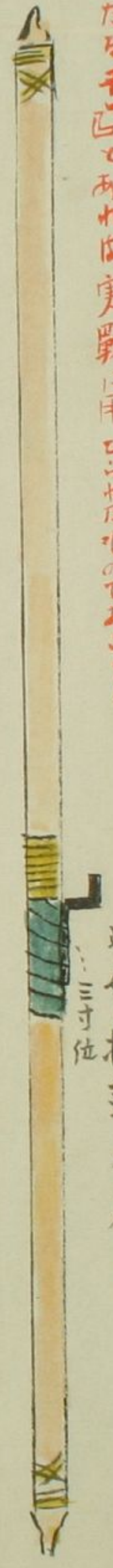
劍植の弓

日月輪、天權、龍、虎、五、内、外、の、竹、に、墨、に、植、即、ち、竹、筋、を、付、た、る、弓、也、
惣、地、を、う、す、赤、く、塗、は、植、は、竹、の、色、目、白、木、な、ら、ば、朱、又、黒、漆、を、て、ぬ、る

拂の矢
羽四立(四寸四立) 蜂熊、羽山、引尾
矢束二尺八寸(三寸八寸の意)
笠は墨塗の事、押取三節、甲矢に作る、一節の事

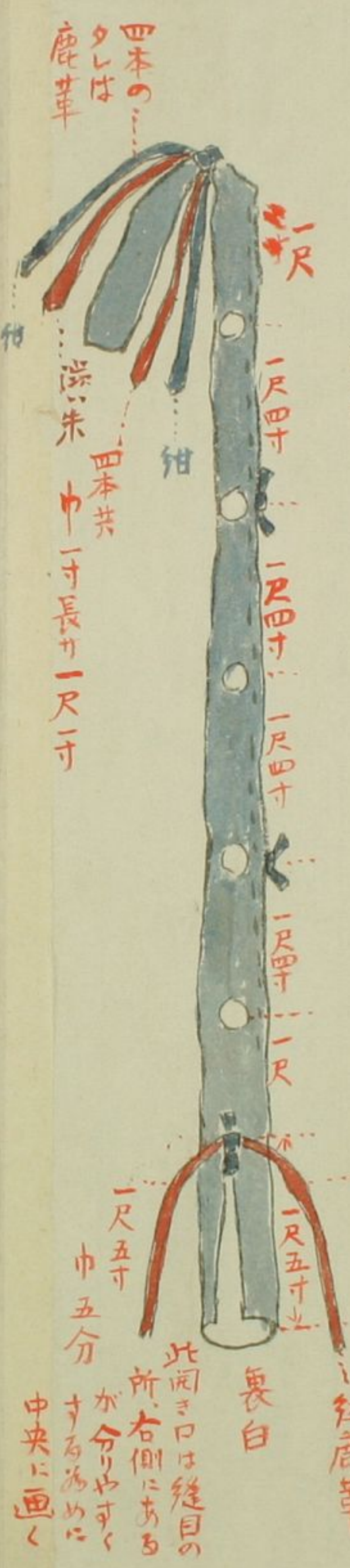
保元物語に
る朝が五人張
の弓の長、七尺
五寸にて、鉄打た
る弓也
太平記に
大塔宮が
日三所、藤の弓の銀のつ、
打つたる弓也、
此の如く、握革まで巻く

鉄打つたる弓 源為朝鉄打つたる弓を使用した(保元物語)
これは握上右方に、カギ、金物を附したるもの、
その目的は、矢、おぼれを、防、ぐ、為、め、で、あり、古、き、もの、
現存品は、嚴島神社、々、空、に、あり



弓袋の一例

丸は、管、つ、て、九、段、遊、就、館、の、列、品、に、よ、り、見、取、り、た、る、もの、
紋、尾、長、巴、布、地、麻、染、色、薄、藍、
白、又、キ



尾長巴 (直径三寸) 丸、右、ま、つ、ける、都、合、十、個



尾長巴 (蛤、輪、巴)

袋縫様

革結ぶ様